

国立大学法人埼玉大学業務上災害補償規則

〔平成16年4月1日〕
規則第134号

改正 平成18. 4. 1 18規則10 平成19. 4. 1 19規則8
平成20. 3. 1 19規則97

(目的)

第1条 この規則は、教職員が業務上の事由により負傷、疾病、廃疾、又は死亡（以下「身体障害等」という。）を蒙ったとき、労働基準法及び労働者災害補償保険法（以下「労基法」及び「労災法」という。）に基づく補償又は保険給付のほか、本学が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定める。

(業務上災害補償)

第2条 本学は、教職員が業務上の事由により身体障害等を蒙ったとき、当該教職員またはその遺族（本学の決定する遺族とする。）に対し法定外補償を行なう。

2 前項に定める身体障害者であっても、次の各号に該当する身体障害はこの規定適用しない。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動その他これらに類似の事変による身体障害

(2) 地震、噴火、津波、または風土病または核燃料物質（その汚染物を含む。）による身体障害

(3) 教職員の故意もしくは故意の犯罪行為または重大な過失のみによって生じた当該教職員の身体障害

(4) 車両の泥酔運転または無免許運転の間に生じた当該運転教職員の身体障害
(通勤災害補償)

第3条 労災法上業務外の事由とされた通勤災害による身体障害については、労災法上の通勤災害に該当する場合に限り、これを業務上の事由による身体障害に準ずるものとし、本規定を適用する。

(補償の内容)

第4条 この規則により行う補償の種類は、障害補償及び遺族補償とする。

2 前項に定める補償の種類ごとの補償額は別表に定める。

(対象教職員)

第5条 この規則の対象となる教職員の範囲は、常勤教職員及び非常勤教職員とする。

(解釈上の疑義の取扱い)

第6条 業務上外の認定等この規則に定める事項につき疑義を生じたときは、労基法及び労災法の規定及びその運用解釈による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 4. 1 18規則10）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則8）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

別表

補償の種類と補償額

1. 障害補償

業務上の負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて次表に定める額を支給する。障害等級は労災保険法にしたがう。障害が2以上ある場合、または障害の程度を加重した場合は、労災保険法の規定を準用し障害等級を決定する。

補 償 額

	補 償 額	
	業務上災害（万円）	通勤災害（万円）
後遺障害1級	1540	975
後遺障害2級	1500	940
後遺障害3級	1460	905
後遺障害4級	875	550
後遺障害5級	745	470
後遺障害6級	615	390
後遺障害7級	485	310
後遺障害8級	320	195
後遺障害9級	250	155
後遺障害10級	195	120
後遺障害11級	145	90
後遺障害12級	105	65
後遺障害13級	75	45
後遺障害14級	45	30

2. 遺族補償

業務上死亡した場合は、遺族に対し次の額を支給する。ただし、障害補償支給後再発のため死亡した場合は、遺族補償額から給付を行った障害補償額を控除した差額を支給する。

補 償 額

	補 償 額	
	業務上災害（万円）	通勤災害（万円）
死亡	1860	1130